

京都市告示第 391号

洛西ふれあいの里保養研修センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市洛西ふれあいの里条例第19条ただし書の規定に基づき、洛西ふれあいの里保養研修センターの臨時開所(宿泊のための利用に限る。)について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成25年12月2日

京都市長 門川 大作

洛西ふれあいの里保養研修センターについて、平成25年12月31日(火)から平成26年1月3日(金)までを臨時開所する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)